



長野県報

6月12日(月)
平成29年
(2017年)
第2882号

目次

規則

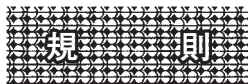
ストーカー行為等の規制等に関する法律第17条第1項の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則 (子供・女性安全対策課)	1
---	---

告示

地方自治法施行令に基づく収納の事務の委託(税務課)	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課)	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障がい者支援課)	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障がい者支援課)	5

公告

建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課)	5
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課)	5
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施(生活安全企画課)	5
特定調達契約に係る一般競争入札(ものづくり振興課)	7



ストーカー行為等の規制等に関する法律第17条第1項の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布します。

平成29年6月12日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第6号

ストーカー行為等の規制等に関する法律第17条第1項の規定による長野県公安委員会の事務の委任に関する規則

(警察本部長への事務の委任)

第1条 次の各号に掲げる事務は、長野県警察本部長に行わせる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下この条及び次条において「法」という。)第5条第1項の規定による命令
- (2) 法第5条第2項の規定による聴聞
- (3) 法第5条第3項の規定による命令
- (4) 法第5条第3項後段の規定による意見の聴取
- (5) 法第5条第6項又は第7項の規定による通知(第3号に掲げる命令に係るものにあつては、当該命令をしたとき又はしなかつたときに行うものに限る。)
- (6) 法第5条第9項の規定による延長の処分

- (7) 法第5条第10項において準用する同条第2項の規定による聴聞
 - (8) 法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
 - (9) 法第13条第2項の規定による報告徴収等(第3号に掲げる命令に係るものにあつては、当該命令をするために必要であると認めるときに行うものに限る。)
- (警察署長への事務の委任)

第2条 次の各号に掲げる事務は、警察署長に行わせる。

- (1) 法第5条第3項の規定による命令
- (2) 法第5条第6項又は第7項の規定による通知(前号に掲げる命令をしたとき又はしなかつたときに行うものに限る。)
- (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等(第1号に掲げる命令をするために必要であると認めるときに行うものに限る。)

附則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

子供・女性安全対策課